

男性育休促進企業奨励金

県内事業所の男性労働者が通算15日以上の育児休業を取得した場合

1社あたり**最大602万円**を支給します！

※ 労働者の養育する子1人につき最大360日分まで対象となります

※ 最大額に達するまで複数回申請できます（複数年度にわたる申請も可能）

奨励金の対象事業主

- 県内に本社または事業所を有する雇用保険適用事業所であること
- 「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨の宣言を行っていること
- 就業規則等に育児休業制度および育児休業にあたって代替労働者の業務見直しに取り組む旨を規定し、当該規定に基づき業務体制を整備していること
- 「とるだけ育休」を防ぐため、労働者に対して、育児休業中の過ごし方等に関する情報提供等を行っていること

奨励金の種類

※いずれか1つの取組だけでも申請可能

代替人員確保奨励金

- 育児休業取得者の代替人員を新たに確保
- 部下を持つ上司が取得した場合には奨励金を更に3万円加算



13万円/15日あたり

同僚への応援手当奨励金

- 育休取得者の同所属の従業員に対して手当等を支給した場合の実費を支給



最大5万円/15日あたり

育休取得者への手当奨励金

- 育休取得者に対し、育児休業給付金とは別に手当等を支給した場合の実費を支給



最大5万円/15日あたり

長期の育休取得奨励金

- 育休取得者が通算90日（3か月）以上の育児休業を取得



50万円(定額)

詳細はホームページをご覧ください

男性育休促進企業奨励金

